

公の施設使用料の減免制度の見直し（素案）について

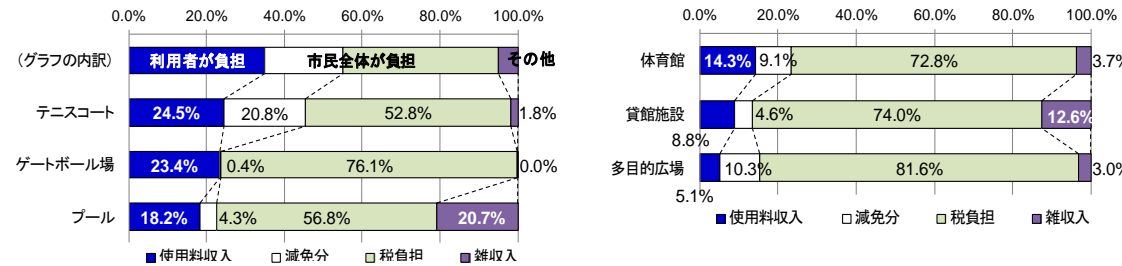
1 はじめに

全国的にも、上越市でも、本格的な人口減少の到来など、社会の変化に伴って市民の皆さんが必要とするサービスの内容や水準が変わってきています。

このような状況において、限られた予算の中で、市民の皆さんが本当に必要としているサービスを確実に、また安定的に提供していくことが求められます。

市では、集会施設や体育施設など多くの施設において、維持管理経費に対する使用料収入の割合が1割から2割程度であることや公の施設使用料の改定にあわせ、減免制度について見直しを行うことといたしました。

【主要な施設カテゴリーにおける維持管理経費に対する使用料収入の割合（平成24年度決算ベース）】



2 当市の考え方

(1) 減免基準について

- 公の施設の使用料は、利用者が負担することが原則です。
 応益負担(自分が受けた利益に応じたものを負担すること。)の考え方によるものです。
- したがって、減免は例外措置であり、次のことを基本としたいと考えます。
 - ・ 市民や各種団体による自発的な活動のうち、公益性が認められるものは、市(公)と利用者(私)とで折半するという考え方から、50%減額とします。
 - ・ 市主催事業や学校の授業など、税による実施が基本と認められるものは100%減免とします。

(2) 運用について

- 公平性の観点から、窓口における利用予約や受付の手続、減免の取扱いの差異がなくなるよう、登録制の導入を検討するほか、窓口での運用方法の改善に努めます。
- 減免を受ける資格のある方への保障や減免の目的を逸脱した利用防止の観点から、利用者と市の窓口の双方が、ルールを守った施設利用と窓口対応に努めるとともに、市民だけでなく、市主催・共催事業の手続について、きちんとルールを守るものとします。

3 これまでの検討経過

H26年7月～9月	市政モニターアンケート、施設窓口アンケートの実施
11月～H27年3月	「公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」での意見交換(計4回開催)
1月	行政改革調査対策特別委員会(検討経過)
3月～5月	地域協議会、町内会長連絡協議会への説明(見直しの基本方針)
5月	行政改革調査対策特別委員会(見直しの基本方針)

4 今後の予定

H27年7月～8月	利用団体や地域協議会等との意見交換
9月	減免基準の見直し方針の決定(予定)



5 減免基準見直しの素案

ア 市が政策や施策を実現するために行う事業等

減免区分	対象者	対象者の決定方法	利用目的	減免率
(1) 市の主催及び共催事業				
① 市の主催事業	市が主催する事業			100%
② 市の共催事業	市が共催する事業			50%
(2) 幼稚園、保育園、小中学校、高等学校等の授業等の一環としての利用	市内の保育園・幼稚園	市が指定	授業、行事の一環としての利用(部活動を含む)	100%
	市内の小中学校(中体連を含む)			
	中等教育学校(前期課程)			
	県立特別支援学校(高等部を含む)			
	市内の高等学校(高体連を含む)			50%
	中等教育学校(後期課程)			
(3) 市が住民福祉の向上のために育成し、立ち上げ等に関与した団体又は個人による利用	町内会長連絡協議会	市が指定	市が対象団体等に要請した活動の一環としての利用	100%
	PTA連絡協議会			
	13区住民組織			
	防災士会			
	健康づくりリーダー			
	食生活改善推進員			
	運動普及推進員			
自主防災組織				

イ 各種団体等が行う公益性が高い事業等

減免区分	対象者	対象者の決定方法	利用目的	減免率
(1) 各種連合体による利用	子ども会連合会	市が指定	団体の目的に沿った利用	50%(現行100%)
	連合婦人会			
	老人クラブ連合会			
	体育協会、各種競技団体(野球連盟等)			
	総合型地域スポーツクラブ			
(2) 町内会等の地縁組織による利用	町内会、婦人会、老人会、子供会、青年会、PTA、地域防犯組合	市が指定	団体の目的に沿った利用	50%(現行100%)
	上記のほか、地域で公益性の高い活動を行っている団体	登録制		
	※登録制の申請資格を整理			
(3) 青少年のクラブ等による青少年育成に資する利用	一定の条件(規約・事業計画の策定、構成員の半数以上が市内在住の小中学生等)を満たす青少年団体	登録制	日常的な練習、大会・交流試合、発表会等	50%(現行100%)
	※登録制の申請資格を整理			

ウ 減免区分を廃止する主な減免区分

減免区分	対象者	利用目的	減免率
(1) 市内の大学の授業及び行事での利用	市内の大学	授業、行事の一環としての利用	0%(現行50%)
(2) 非営利団体が市民活動を活発にするために実施する講座、発表会、大会等	非営利団体(NPO、任意団体等)	講座、発表会、スポーツ・レクリエーション大会等	0%(現行50%)
(3) 市の講座修了者による自主グループによる活動	市の講座修了者による自主グループ	講座の開催目的が継続され、広く市民に開放される活動	0%(現行50%)

(参考) 減免基準とは別に政策的に実施するもの

区分	対象者	根拠	減免率
シニアパスポート	満70歳以上の市民	要綱	50%
こどもの日パスポート	市民又は上越市に通園、通学する3歳～中学生		100%
障害者等への減免	障害者手帳の交付を受けている市民、福祉団体等	個別に設定	50%
その他	市の施策上の必要からその都度認める人・団体		個別に設定